

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年 3月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第11号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和27年鳥取県条例第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(種雄牛馬等取扱手当)</p> <p>第11条 種雄牛馬等取扱手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 総合事務所又は生活環境事務所に勤務する職員が鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）の規定に基づく鳥獣の捕獲、搬送等の業務に従事したとき。</p> <p>2 略</p>	<p>(種雄牛馬等取扱手当)</p> <p>第11条 種雄牛馬等取扱手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 総合事務所に勤務する職員が鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）の規定に基づく鳥獣の捕獲、搬送等の業務に従事したとき。</p> <p>2 略</p>
<p>(狂犬病予防等業務手当)</p> <p>第16条 狂犬病予防等業務手当は、総合事務所又は生活環境事務所に勤務する職員が狂犬病予防法（昭和25年法律第247号。以下この条において「法」という。）の規定に基づく狂犬病の予防注射、犬の検診若しくは捕獲等の業務又は鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年鳥取県条例第48号。以下この条において「動物愛護条例」という。）の規定に基づく野犬等の収容等の業務で次に掲げるものに従事したときに支給する。ただし、第2号の業務に係る手当が支給される日については、第1号の業務に係る手当は、支給しない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(狂犬病予防等業務手当)</p> <p>第16条 狂犬病予防等業務手当は、総合事務所に勤務する職員が狂犬病予防法（昭和25年法律第247号。以下この条において「法」という。）の規定に基づく狂犬病の予防注射、犬の検診若しくは捕獲等の業務又は鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年鳥取県条例第48号。以下この条において「動物愛護条例」という。）の規定に基づく野犬等の収容等の業務で次に掲げるものに従事したときに支給する。ただし、第2号の業務に係る手当が支給される日については、第1号の業務に係る手当は、支給しない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 略</p>
<p>(環境衛生検査等業務手当)</p> <p>第22条 環境衛生検査等業務手当は、総合事務所又は生活環境事務所に勤務する職員が鳥取県石綿健康被害防止条例（平成17年鳥取県条例第67号）第11条第1項の規定に基づく石綿除去作業の立入検査の業務に従事した場合に支給する。</p> <p>2 略</p>	<p>(環境衛生検査等業務手当)</p> <p>第22条 環境衛生検査等業務手当は、総合事務所に勤務する職員が鳥取県石綿健康被害防止条例（平成17年鳥取県条例第67号）第11条第1項の規定に基づく石綿除去作業の立入検査の業務に従事した場合に支給する。</p> <p>2 略</p>

<p>(教員特殊業務手当)</p> <p>第23条 教員特殊業務手当は、公立学校に勤務する主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手又は寄宿舎指導員（給与条例別表第3のア教育職給料表(1)又はイ教育職給料表(2)の適用を受ける職員に限る。）が次に掲げる業務に従事した場合において、その業務が心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める程度に及ぶときに支給する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 学校の管理下において行われる部活動における児童又は生徒に対する指導業務で週休日、休日等又は正規の勤務時間が3時間45分若しくは4時間である日（休日等に当たる日を除く。）に行うもの</p> <p>(5) 入学者選抜における採点又は合否判定の業務で週休日、休日等又は正規の勤務時間が3時間45分若しくは4時間である日（休日等に当たる日を除く。）に行うもの</p> <p>(6) 次に掲げる業務のうち勤務時間が割り振られている日（休日等に当たる日を除く。）の午後8時から翌日の午前8時までの間又は週休日若しくは休日等に行われるもの</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 略</p>	<p>(教員特殊業務手当)</p> <p>第23条 教員特殊業務手当は、公立学校に勤務する主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手又は寄宿舎指導員（給与条例別表第3のア教育職給料表(1)又はイ教育職給料表(2)の適用を受ける職員に限る。）が次に掲げる業務に従事した場合において、その業務が心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める程度に及ぶときに支給する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 学校の管理下において行われる部活動における児童又は生徒に対する指導業務で週休日、休日等又は休日等に当たる日以外の正規の勤務時間が3時間45分又は4時間である日に行うもの</p> <p>(5) 入学者選抜における採点又は合否判定の業務で週休日、休日等又は休日等に当たる日以外の正規の勤務時間が3時間45分又は4時間である日に行うもの</p> <p>(6) 次に掲げる業務のうち週休日、休日等又は休日等に当たる日以外の正規の勤務時間が3時間45分又は4時間である日及び平日の午後8時から翌日の午前8時までの間に行われるもの</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>(7) 特別支援学校に勤務する主幹教諭、教諭、助教諭又は講師が行う児童又は生徒への直接指導</p> <p>(8) 小学校若しくは中学校の特別支援学級を担任すること又は通級による指導を担当することを本務とする教諭、助教諭又は講師が行う児童又は生徒への直接指導</p> <p>2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 前項第7号及び第8号の業務 業務に従事した月1月につき5,500円</p> <p>3 略</p>
---	---

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。